

平成23年 第3回定例会

予算決算常任委員会 政策総務分科会 提出資料

◎議案事項

議案第47号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

議案第48号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について ・ ・ 1

平成23年11月28日

総 務 部

議案第47号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

議案第48号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案については、人事委員会の議会及び知事に対する平成23年11月1日付けの給与改定に関する勧告に鑑み、一般職に属する職員の給料月額の改定等を行うものです。

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案については、一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額の改定等を行うものです。

2 改正内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

① 一般職の職員の給料表を改めるものとします。

(行政職給料表 平均改定率 $\Delta 0.09\%$)

② 民間との給与の較差相当分について、12月の期末手当で減額調整を行います。

③ 自宅に係る住居手当(現行2,700円)を廃止します。ただし、平成24年3月に支給される職員については、平成24年度は2,100円、平成25年度は1,400円、平成26年度は700円とする経過措置を講じます。

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

給料表を改めるとともに、民間との給与の較差相当分について、12月の期末手当で減額調整を行います。

(3) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

給料表を改めるものとします。

なお、現業職員の給料表以外の給与については、現行条例第3条の規定により職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の「例による」とこととされており、(1)②及び③の改正内容は現業職員についても同様の扱いとします。

3 実施期日

平成23年12月1日(自宅に係る住居手当については平成24年4月1日)

○ 人事委員会勧告等による影響額

平成23年度

項 目	影 響 額
一般会計	約 Δ 1億4千万円
一般会計+特別会計+企業会計	約 Δ 1億5千万円